

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 日

各都道府県民生主管部（局）児童手当主管課（部） 御中

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金関係事務処理について

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）における令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金関係事務処理について、別添のとおり定めましたので連絡します。

本事務連絡の運用並びに管内市町村（特別区を含む。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、関係部局とも調整済みです。また、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ、内閣府男女共同参画局から各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

（担当連絡先）

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

秋田、荻本、佐坂

TEL : 03-6910-2011

FAX : 03-6910-2012

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金関係事務処理

第一 配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い

1 基本的な取扱い

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）の支給対象者は、令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）における令和2年4月分の児童手当の受給者及び令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者を基本とし、令和2年4月分（同年3月分を含む。以下同じ。）の児童手当を支給する市町村その他の基準日において児童手当の支給要件に該当する者であると認める市町村（公務員の場合にあつては、基準日時点における住所地として所屬庁が把握している市町村。以下「児童手当支給等市町村」という。）から支給されるものである。

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）が令和2年4月分の児童手当の受給者となっている場合は、これと同様の取扱いとなる。

2 子育て特別給付金の支給に当たり1と異なる取扱いとする事例等

（1）子育て特別給付金の支給に当たり1と異なる取扱いとする事例と対応

配偶者からの暴力を理由とした避難事例のうち、1と異なる取扱いとする事例として、配偶者からの暴力を理由に基準日の翌日以後に避難している者となった事例が挙げられる。具体的には、基準日時点においては令和2年4月分の児童手当を配偶者からの暴力を理由に避難している者の配偶者が受給しており、基準日の翌日以後に発生した配偶者からの暴力を理由として、対象児童とともに避難している事例である。

上記事例については、配偶者からの暴力を理由に避難している者が（2）に記載する「一定の要件」を満たしており、避難先の市町村（以下「居住市町村」という。）において児童手当の認定請求を行った場合は、児童手当の受給者変更を行うとともに、配偶者には子育て特別給付金を支給せず、当該認定請求を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）を児童手当及び子育て特別給付金の支給対象者とし、当該認定請求により後述する4（2）（ア）の処理を行った居住市町村から支給する取扱いとする。（後述する5（3）の事例で、居住市町村において子育て特別給付金を受けるための申出を受けた場合についても、上記と同様に配偶者には支給せず、配偶者からの暴力を理由に避難している者に対して、申出を受けた居住市町村から支給する取扱いとする。）

ただし、後述する4（2）（イ）の処理による通知が、配偶者の児童手当支給等市町村に到達した時点で、既に配偶者に対し子育て特別給付金の支給決定が行われている場合は、申出者への支給は行わず、配偶者からの返還は求めない。

(2) 申出者の満たすべき「一定の要件」

(1) における「一定の要件」を満たす場合とは、次の①又は②のいずれかの要件を満たす場合とする。

なお、この「一定の要件」は、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における児童手当関係事務処理において処理すべき具体的事例と同様であるため、「一定の要件」を満たした場合は、児童手当及び子育て特別給付金が申出者に支給されるための要件は満たすことになる（事務処理においても、基本的には児童手当の認定請求により確認を行うこととし、子育て特別給付金の事務処理のため、別途、証明書等の提出を求めることは不要。）。

① 次のⅠからⅢまでのいずれかに該当する場合で、配偶者からの暴力を理由として申出者及びその児童が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること、又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

Ⅰ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されている場合

Ⅱ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合（証明書を発行する際は児童手当の認定請求用に作成しているものを参考とすること。）

Ⅲ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置の対象となっている場合

② ①に掲げる場合のほか、例えば、申出者と児童が母子生活支援施設に入所しており、配偶者と児童との間に生活の一体性がないと認められる場合など、配偶者が、監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合

3 申出者に係る支給審査の留意点

2（1）の事例については、当該申出者が子育て特別給付金の支給対象者となり得るが、子育て特別給付金の支給の要件については、当該申出者本人ではなく、配偶者が基準日において児童手当の支給要件に該当する者であるか否かにより判断する。

しかしながら、基準日において配偶者が児童手当の支給要件に該当する者であると考えられるものの、令和2年4月分の児童手当の支給を受ける者であることが確認できない場合もあると考えられ、このような場合、一般的に、配偶者からの暴力を理由とした避難事例において、当該配偶者が児童手当の支給要件に該当することを確認することは困難である。

このため、配偶者が令和2年4月分の児童手当の支給を受ける者であることが確認できない場合の子育て特別給付金の支給審査に当たっては、

- ① 配偶者が基準日において児童手当の支給要件を満たすことを申出者が誓約し、
- ② 子育て特別給付金の支給後に配偶者が基準日において児童手当の支給要件を満た

していなかったことが判明した場合は、支給した子育て特別給付金を返還させることに同意した上で、子育て特別給付金の支給申請を行った場合は、子育て特別給付金を支給することができるものとする。

4 2の事例に係る事務処理の流れ

(1) 児童手当の認定請求等に係る事務処理との関係

配偶者からの暴力を理由に対象児童と避難している場合には、児童手当の支給要件を満たしていることが多く、基本的には居住市町村へ児童手当の認定請求を行うことが考えられる。

また、配偶者からの暴力を理由とした避難事例における児童手当の事務処理においては、都道府県を通じた配偶者の住所地の市町村への書類による連絡、配偶者の児童手当に係る支給事由消滅処理等、以下に示す子育て特別給付金における事務処理と共通している手続も多いことから、子育て特別給付金の事務処理を行うに当たっては、児童手当所管部局と連携し、児童手当の事務処理と一体的に行うこととし、できるだけ事務の効率化を図られたい。

(2) 事務処理の流れの詳細

事務処理の流れの詳細は、以下のとおりである。この場合、

- ・ 申出者の居住市町村が、児童手当支給等市町村と同一都道府県内（同一市町村である場合を除く。）にある場合は、以下の④及び⑧の通知は不要である。
- ・ 申出者の居住地が、児童手当支給等市町村と同一市町村である場合は、（イ）及び（エ）の処理は不要である。

(ア) 居住市町村への申出等

① 配偶者からの暴力を理由に避難している者の居住市町村への申出等

（1）のとおり、配偶者からの暴力を理由に避難している者は、居住市町村へ児童手当の認定請求を行うことが考えられるため、「一定の要件」を満たす配偶者からの暴力を理由に避難している者から児童手当の認定請求があった場合は、児童手当の事務処理と併せ、配偶者へ支給しない旨の手続を行うことを基本とする。

この際、併せて子育て特別給付金の申込みを行うこととして差し支えない。

ただし、上記で対応できない5（3）の場合等については、別紙様式1により申し出させることとする。

なお、配偶者の基準日時点の住所等、児童手当の認定請求では不足する項目等がある場合については、該当項目について記載させることとする。

② 居住市町村における申出者（支給候補者）リストの作成

児童手当の認定請求を受けた居住市町村は、子育て特別給付金の申出者（支給候補者）リストに記載する。

(イ) 居住市町村から児童手当支給等市町村への通知

③ 居住市町村から当該居住市町村の所在する都道府県（以下「居住都道府県」という。）への通知

配偶者の児童手当支給等市町村に対し、配偶者に支給しない旨の依頼を通知す

ることになるが、児童手当の認定請求があり、配偶者の児童手当の支給事由消滅処理の関係通知と同一の市町村に対して行う場合には、当該通知にその旨を記載すること等により処理することを基本とする。また、児童手当等支給市町村に対し、配偶者が令和2年4月分の児童手当の受給者であるか否か等の子育て特別給付金の審査に必要な情報についても、当該通知に記載するよう求めること等により併せて照会を行う。

ただし、後述する5のケースのように上記で対応できない場合等、居住市町村において別途書類が必要と判断した場合については、別紙様式2により処理を行う。

- ④ 居住都道府県から児童手当支給等市町村の所在する都道府県（以下「児童手当支給等都道府県」という。）への通知

③の連絡を受けた都道府県は、配偶者の児童手当支給等都道府県に対して通知する（別紙様式2により通知する場合も同様。）。

- ⑤ 児童手当支給等都道府県から児童手当支給等市町村への通知

④の通知を受けた都道府県は、配偶者の児童手当支給等市町村に対し、配偶者に対する子育て特別給付金の支給を行わないよう通知する（別紙様式2により通知した場合は、別紙様式3に必要事項を転記し、通知する。）。

(ウ) 児童手当支給等市町村における子育て特別給付金の不支給処理

- ⑥ 児童手当支給等市町村における子育て特別給付金の不支給者の管理

⑤の通知を受けた配偶者の児童手当支給等市町村においては、⑤の通知が到達した時点で、配偶者へ子育て特別給付金の支給決定が行われていなければ、当該配偶者には支給しないよう処理することとし、不支給者リストを作成する等して管理しておく。

(エ) 児童手当支給等市町村から居住市町村への処理結果の報告

- ⑦ 児童手当支給等市町村から児童手当支給等都道府県への報告

配偶者の児童手当支給等市町村は、⑥の処理を行った場合には、その旨を、児童手当の支給事由消滅処理に係る関係通知に処理年月日を記載すること等により、児童手当支給等都道府県に対して報告するとともに、子育て給付金の審査に必要な情報についてもあわせて回答を行う（別紙様式3で通知を受けた場合には、処理結果欄に不支給の処理年月日及び審査に必要な情報を記載したものを送付することにより報告する。）。既に配偶者へ子育て特別給付金の支給決定が行われていた場合は、児童手当支給等市町村は、その旨を児童手当支給等都道府県に対して報告する。

- ⑧ 児童手当支給等都道府県から居住都道府県への報告

⑦の報告を受けた配偶者の児童手当支給等都道府県は、申出者の居住都道府県へ処理結果及び審査に必要な情報等を報告する（別紙様式3で報告を受けた場合は、別紙様式2の処理結果欄に不支給の処理年月日及び審査に必要な情報を転記したものを送付することにより報告する。）。

⑨ 居住都道府県から居住市町村への報告

⑧の報告を受けた申出者の居住都道府県は、申出者の居住市町村へ、配偶者に対する子育て特別給付金の不支給処理を行った旨及び審査に必要な情報を報告する（別紙様式2で報告を受けた場合も同様。）。

⑩ 居住市町村における処理結果の記録

⑨の報告を受けた居住市町村は、申出者（支給候補者）リストにそれぞれ処理結果を記入する。

(オ) 居住市町村から申出者への申込み

⑪ 申出者の居住市町村への支給申請

居住市町村は、申出者へ、子育て特別給付金の申込みを行い、申出者は、承諾の意思表示をする。

なお、①の居住市町村への申出の際に、併せて子育て特別給付金の申込み及び承諾を行っても差し支えない。

⑫ 居住市町村における支給申請の受付

居住市町村は、申出者が②の申出者（支給候補者）リストに記載されていることを確認し、支給申請を受け付ける。

(カ) 居住市町村から申出者への支給

⑬ 居住市町村から申出者への子育て特別給付金の支給

居住市町村は、当該市町村で保有する審査情報と児童手当支給等市町村から回答された情報により、申出者への支給の可否を審査し、審査結果に基づき、支給決定を行う。

5 その他留意すべき事項

(1) 申出時の配偶者を住民基本台帳に記録している市町村（以下「住民票所在市町村」という。以下同じ。）が、児童手当支給等市町村と異なる場合

基準日以後に家族全員で転出した後に、配偶者からの暴力を理由に避難した場合等、配偶者からの暴力を理由に避難している者が児童手当の認定請求をする際の配偶者の住民票所在市町村が、児童手当支給等市町村と異なる場合、配偶者からの暴力を理由に避難している者が居住市町村で児童手当の認定請求を行ったとしても、児童手当支給等市町村は児童手当の事務処理上では関係しないこととなる。

このため、子育て特別給付金の事務処理を行うに当たっては、申出者から児童手当支給等市町村を確認し、4の事務処理を行う必要があり、誤りがないよう留意すること。

(2) 配偶者が公務員の場合

配偶者が公務員の場合、児童手当は配偶者の勤務先である所属庁から支給されるため、当該配偶者である公務員に子育て特別給付金を支給する児童手当支給等市町村は児童手当の事務処理上では関係しないこととなる。

この場合についても、申出者から配偶者の児童手当支給等市町村を確認し、4の事務

処理を行う必要があり、誤りがないよう留意すること。

(3) その他、配偶者からの暴力を理由とした避難事例であるが、子育て特別給付金の事務処理を児童手当の事務処理と一体的に行うことができない場合

基準日以後に、別居し離婚協議中のため、配偶者と生計を同じくしない等の理由により、申出者が児童手当の受給者となった後に、配偶者からの暴力を理由として避難した場合や、申出者が公務員であった場合等、2(1)に該当するものの、子育て特別給付金の事務処理を児童手当の事務処理と一体的に行うことができない場合がある。この場合は、居住市町村へ子育て特別給付金の支給を受けるための申出を行う必要があるため、配偶者からの暴力を理由に避難している者が当該児童を養育していることを把握した場合には、子育て特別給付金に係る申出を行うよう案内する等の対応をとること。

なお、この場合の事務処理における「一定の要件」の確認に当たっては、婦人相談所等における児童手当と同様、証明書等の提出によることとし、自治体間の調整等については、4の事務処理と同様の方法で行うこと。

第二 関係機関との連携等

- 1 第一のような事例への対応に当たっては、市町村の子育て特別給付金関係事務担当だけでは対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱等について照会を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター 主管部局等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の特段の御配慮をお願いする。特に、配偶者の不支給処理を行った児童手当支給等市町村において、配偶者に説明を行う際には困難が予想されるところであり、市町村から相談のあった際には、丁寧な対応をお願いしたい。
- 2 また、第一のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合も考えられることから、各都道府県においては、市町村による事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間の調整や他の都道府県との調整等について、併せて特段の御配慮をお願いしたい。
- 3 第一の4(1)のとおり、子育て特別給付金に係る申出については、児童手当の認定請求により処理することを基本としていることや、配偶者からの暴力を理由に避難している子育て家庭への支援の充実を図る観点から、市町村内においても、児童手当所管部局等と連携し、子育て特別給付金と併せて児童手当の周知についても改めて徹底していただくようお願いしたい。また、同じ新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により実施する特別定額給付金担当とは業務の類似性があることから連携していただくようお願いしたい。

第三 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、配偶者からの暴力を理由とした避難事例に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした個人情報の取扱いについては、子育て特別給付金の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが、各都道府県及び市町村における個人情報保護条例との関係に留意するとともに、対象となっている者の個人情報の内容に鑑み、情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取扱いには十分留意願いたい。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

※太枠内を記入してください。

<p style="margin: 0;">長 殿</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者を変更し、児童手当支給等市町村に対して配偶者から申請があったとしても、支給しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市町村に提供することに同意の上、申出書を提出します。</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">※ 「児童手当支給等市町村」とは、基本的に配偶者に対して令和2年4月分(又は3月分)の児童手当を支給する市町村をいいます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p>					
(フリガナ)		生年月日	現在居住している住所	令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票に記載されている住所(左記と異なる場合に記入)	住民票の変更の届出
氏 名					
申出者		年 月 日	電話 ()		有 ・ 無
児童		年 月 日			有 ・ 無
児童		年 月 日			有 ・ 無
児童		年 月 日			有 ・ 無
配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 4. その他 ()			
配偶者の状況					
(フリガナ)氏名		児童手当支給等市町村における住所(※)			
生年月日	年 月 日	現在居住している住所(上記と異なる場合記入)			

(※)基本的に、令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の配偶者の住民票に記載されている住所が該当します。

※市町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの提出があった日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 4. その他 ()	年 月 日	

【裏面】

- 申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方が行うことができます。
- 現在居住している住所及び電話番号については、住民票のある市町村へはお知らせしません。
- 申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)
- 年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「令和2年7月1日」)
- 申出者の欄は、記名押印に代えて署名することができます。
- 児童の欄には、配偶者からの暴力を理由にともに避難している方で、申出者が監護し、かつ生計を同じくしている者について記入してください。
- 「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。
 - 1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。
 - 3を選択した場合は、申出先市町村の子育て世帯への臨時特別給付金担当窓口から住基担当窓口へ該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。
- 下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。
 - ・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること
 - ・被用者医療保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済について、申出者及び児童が配偶者の被扶養者となっていないこと

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申出にかかる連絡票

申出日	年 月 日			
申出者	(ふりがな)	生年月日	居住市町村名	備 考
	氏名			
	年 月 日			

	(ふりがな)	生年月日	備 考
	氏名		
1	対象児童	年 月 日	
2	対象児童	年 月 日	
3	対象児童	年 月 日	

配偶者	(ふりがな)	生年月日	児童手当支給等市町村における住所	備 考
	氏名			
	年 月 日			

要件確認	証明書等該当日	医療保険該当日	備考
	1. 保護命令等 2. 婦人相談書等の証明書 3. 支援措置対象 4. その他()	年 月 日	年 月 日

【処理結果】

不支給処理日
年 月 日
(審査情報) 配偶者の令和2年4月分の児童手当の受給状況
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給 <input type="checkbox"/> 特例給付を受給 <input type="checkbox"/> 不明()
(備考)

※児童手当支給等都道府県で記入。

【自治体処理日】

(児童手当支給等市町村処理依頼)

	居住市町村	居住都道府県	児童手当支給等都道府県
受付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
発出日	年 月 日	年 月 日	年 月 日



(児童手当支給等市町村処理報告)

児童手当支給等都道府県	居住都道府県	居住市町村
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申出にかかる連絡票

申出日	年 月 日		
申出者	(ふりがな)	生年月日	備 考
	氏名		
	年 月 日		

		(ふりがな)	生年月日	備 考
		氏名		
1	対象児童	年 月 日		
2	対象児童	年 月 日		
3	対象児童	年 月 日		

配偶者	(ふりがな)	生年月日	児童手当支給等市町村における住所	備 考
	氏名			
	年 月 日			

要件確認	証明書等該当日	医療保険該当日	備考
	1. 保護命令等 2. 婦人相談書等証明書 3. 支援措置対象 4. その他()	年 月 日	年 月 日

【処理結果】

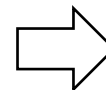
不支給処理日
年 月 日
(審査情報) 配偶者の平成27年6月分の児童手当の受給状況
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給 <input type="checkbox"/> 特例給付を受給 <input type="checkbox"/> 不明()
(備考)

※児童手当支給等市町村で記入。

【自治体処理日】

(児童手当支給等市町村処理依頼)

	児童手当支給等都道府県	児童手当支給等市町村
受付日		年 月 日
発出日	年 月 日	



(児童手当支給等市町村処理報告)

児童手当支給等市町村	児童手当支給等都道府県
年 月 日	年 月 日
年 月 日	

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

※太枠内を記入してください。

長 殿					
<p>令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者を変更し、児童手当支給等市町村に対して配偶者から申請があったとしても、支給しないことを求めます。 そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市町村に提供することに同意の上、申出書を提出します。</p> <p>※「児童手当支給等市町村」とは、基本的に配偶者に対して令和2年4月分(又は3月分)の児童手当を支給する市町村をいいます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>					
(フリガナ)		生年月日	現在居住している住所	令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の住民票に記載されている住所(左記と異なる場合に記入)	住民票の変更の届出
氏 名					
申出者		年 月 日	電話 ()		有・無
児童		年 月 日			有・無
児童		年 月 日			有・無
児童		年 月 日			有・無
配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 4. その他 ()			
配偶者の状況					
(フリガナ)氏名		児童手当支給等市町村における住所(※)			
生年月日	年 月 日	現在居住している住所(上記と異なる場合記入)			

(※)基本的に、令和2年3月31日(又は同年2月29日)時点の配偶者の住民票に記載されている住所が該当します。

※市町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの提出があった日	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 4. その他 ()	年 月 日	

【裏面】

- 申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方が行うことができます。
- 現在居住している住所及び電話番号については、住民票のある市町村へはお知らせしません。
- 申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)
- 年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「令和2年7月1日」)
- 申出者の欄は、記名押印に代えて署名することができます。
- 児童の欄には、配偶者からの暴力を理由にともに避難している方で、申出者が監護し、かつ生計を同じくしている者について記入してください。
- 「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。
 - 1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書)。
 - 3を選択した場合は、申出先市町村の子育て世帯への臨時特別給付金担当窓口から住基担当窓口へ該当の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。
- 下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。
 - ・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること
 - ・被用者医療保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済について、申出者及び児童が配偶者の被扶養者となっていないこと

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申出にかかる連絡票

申出日	年 月 日			
申出者	(ふりがな)	生年月日	居住市町村名	備 考
	氏名			
	年 月 日			

	(ふりがな)	生年月日	備 考
	氏名		
1	対象児童	年 月 日	
2	対象児童	年 月 日	
3	対象児童	年 月 日	

配偶者	(ふりがな)	生年月日	児童手当支給等市町村における住所	備 考
	氏名			
	年 月 日			

要件確認	証明書等該当日	医療保険該当日	備考
	1. 保護命令等 2. 婦人相談書等の証明書 3. 支援措置対象 4. その他()	年 月 日	年 月 日

【処理結果】

不支給処理日
年 月 日
(審査情報) 配偶者の令和2年4月分の児童手当の受給状況
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給 <input type="checkbox"/> 特例給付を受給 <input type="checkbox"/> 不明()
(備考)

※児童手当支給等都道府県で記入。

【自治体処理日】

(児童手当支給等市町村処理依頼)

	居住市町村	居住都道府県	児童手当支給等都道府県
受付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
発出日	年 月 日	年 月 日	年 月 日



(児童手当支給等市町村処理報告)

児童手当支給等都道府県	居住都道府県	居住市町村
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の申出にかかる連絡票

申出日	年 月 日		
申出者	(ふりがな)	生年月日	備 考
	氏名		
	年 月 日		

	(ふりがな)	生年月日	備 考
	氏名		
1	対象児童	年 月 日	
2	対象児童	年 月 日	
3	対象児童	年 月 日	

配偶者	(ふりがな)	生年月日	児童手当支給等市町村における住所	備 考
	氏名			
	年 月 日			

要件確認	証明書等該当日	医療保険該当日	備考
	1. 保護命令等 2. 婦人相談書等証明書 3. 支援措置対象 4. その他()	年 月 日	年 月 日

【処理結果】

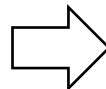
不支給処理日
年 月 日
(審査情報) 配偶者の平成27年6月分の児童手当の受給状況
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給 <input type="checkbox"/> 特例給付を受給 <input type="checkbox"/> 不明()
(備考)

※児童手当支給等市町村で記入。

【自治体処理日】

(児童手当支給等市町村処理依頼)

	児童手当支給等都道府県	児童手当支給等市町村
受付日		年 月 日
発出日	年 月 日	



(児童手当支給等市町村処理報告)

児童手当支給等市町村	児童手当支給等都道府県
	年 月 日
年 月 日	

配偶者からの暴力を訴えている事例(通知)

子育て世帯への臨時特別給付金の事務処理と児童手当の事務処理を一体的に行う場合の処理結果及び審査情報の回答方法(参考例)

号日

(あて先) 市町村児童手当担当部局長 殿
(所属庁の長 殿)

都道府県 DV 対応担当部局長

平成 24 年3月 31 日付雇児発 0331 第4号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、配偶者からの暴力を訴えている事例について、以下のとおり通知するので、配偶者に係る児童手当につき「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 24 年3月 31 日付雇児発 0331 第3号)第 22 条に基づき、職権による支給事由消滅の処理を行い、当該処理の結果を報告されたい。

項番	申請者	(ふりがな)	生年月日	申請者により 監護されている 児童の氏名	配偶者	(ふりがな)	生年月日	配偶者からの暴力を訴えている事例		備考
		氏名				住所		該当する事例	該当年月日	
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	備考欄余白に子育て臨時給付金の不支給処理日を記載。 また、審査情報として、配偶者の児童手当の受給情報を記載。 (例) 令和2年4月分の ・児童手当を受給 ・特例給付を受給 ・受給状況は不明(理由を記載)
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	

(注)「該当する事例」欄は、それぞれ以下の場合に該当するものである。

「1. 保護命令等」は配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されている場合、「2. 婦人相談所等による証明書発行」は婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合、「3. 支援措置対象」は住民基本台帳事務処理要領に基づき被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、支援措置の対象となっている場合、「4. その他」は配偶者が監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合

配偶者からの暴力を訴えている事例(通知)

子育て世帯への臨時特別給付金の事務処理と児童手当の事務処理を一体的に行う場合の処理結果及び審査情報の回答方法(参考例)

号日

(あて先) 市町村児童手当担当部局長 殿
(所属庁の長 殿)

都道府県 DV 対応担当部局長

平成 24 年3月 31 日付雇児発 0331 第4号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、配偶者からの暴力を訴えている事例について、以下のとおり通知するので、配偶者に係る児童手当につき「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 24 年3月 31 日付雇児発 0331 第3号)第 22 条に基づき、職権による支給事由消滅の処理を行い、当該処理の結果を報告されたい。

項番	申請者	(ふりがな)	生年月日	申請者により 監護されている 児童の氏名	配偶者	(ふりがな)	生年月日	配偶者からの暴力を訴えている事例		備考
		氏名				住所		該当する事例	該当年月日	
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	備考欄余白に子育て臨時給付金の不支給処理日を記載。 また、審査情報として、配偶者の児童手当の受給情報を記載。 (例) 令和2年4月分の ・児童手当を受給 ・特例給付を受給 ・受給状況は不明(理由を記載)
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	
	申請者		年 月 日		配偶者		年 月 日	1. 保護命令等 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 支援措置対象 4. その他	平成 年 月 日	

(注)「該当する事例」欄は、それぞれ以下の場合に該当するものである。

「1. 保護命令等」は配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条に基づく保護命令(同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令)が出されている場合、「2. 婦人相談所等による証明書発行」は婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合、「3. 支援措置対象」は住民基本台帳事務処理要領に基づき被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、支援措置の対象となっている場合、「4. その他」は配偶者が監護又は生計要件を満たさないと客観的事実に基づき判断できる場合